

令和6年度県外大学等進学サポート事業 FAQ

給付対象に関すること	1
オープンキャンパスや受験の下見、合格後の下宿先下見も対象に含まれますか？	1
保護者の渡航費用も対象に含まれますか？	1
タクシー賃やレンタカー代は給付対象に含まれますか？	1
電車やバス賃などは給付対象とならないのでしょうか。	1
2つ以上県外の大学等を受験し、2回渡航が必要な場合、2回とも給付対象となりますか？	1
募集時期前に受験があり、渡航したのですが支給対象となりますか。	1
ホテルパックで食事代が含まれている場合、食事代も費用給付の対象に含まれますか？	1
領収書に関すること	2
領収書の宛名は必ず支援決定者でないといけないのでしょうか。	2
ホテルで領収書がとれない場合、どのようにすればよいのでしょうか。	2
1乗車（乗り継ぎ除く）1,000円以上のバスや特急列車等の請求の際に、どのような証明書類を提出すればよいですか。	2

給付対象に関すること

オープンキャンパスや受験の下見、合格後の下宿先下見も対象に含まれますか？

→含まれません。

対象となるのは受験、進学、合格後に進学が決定した県外の大学や専門学校から進学決定後に出席要請を受けた行事参加に係る渡航（オリエンテーション、体験講座など）に限ります。行事参加に係る渡航については、進学が決定した学校から、渡航費にあたる費用の支出がないこと及び出席が必須であることの証明（様式第6号）をしてもらう必要があります。

保護者の渡航費用も対象に含まれますか？

→含まれません。ただし、介助等保護者の同伴が必要と認められる場合は保護者も支援対象となります。

タクシー賃やレンタカー代は給付対象に含まれますか？

→原則含まれません。ただし、目的地へ行くまでに他に利用できる公共交通機関がなく、やむをえない場合は給付対象とします。給付対象となるかについてはこども家庭課(098-866-2174)までお問い合わせください。給付対象となった場合、領収書に加えて目的地までの経路がわかる書類を別途提出してもらうことがあります。

電車やバス賃などは給付対象とならないのでしょうか。

→1乗車（乗り継ぎ除く）1,000円以上であれば実費請求することができます。1乗車1,000円未満であれば、旅行雑費として1日1,000円支給しております。なお、1乗車1,000円以上の乗車賃を請求する場合には、請求した日の旅行雑費は500円支給しています。

例 ①高速バス（東京→大阪）5,200円→5,200円 + 500円

②電車乗り継ぎ（羽田→品川→新宿→八王子）計1,160円→1,000円（旅行雑費のみ）

2つ以上県外の大学等を受験し、2回渡航が必要な場合、2回とも給付対象となりますか？

→給付対象となります。2つ以上の県外大学等を受験する場合でも、1人につき給付上限10万円以内の範囲であれば給付対象になります。

募集時期前に受験があり、渡航したのですが支給対象となりますか。

→令和6年4月以降の渡航費であれば支給可能です。請求時の必要書類については令和6年度県外大学等進学サポート事業募集要項別表をご覧ください。

ホテルパックで食事代が含まれている場合、食事代も費用給付の対象に含まれますか？

→対象外となります。内訳が表示できる場合はホテルパック等の料金から食事代を差し引

いた額を給付しますので、宿泊先にご確認ください。内訳が表示できない場合は県の旅費システムを基準として、朝食代 600 円、夕食代 1600 円を差し引いた額を給付します。

領収書に関すること

領収書の宛名は必ず支援決定者でないといけないのでしょうか。

→原則支援決定者本人あてでお願いしております。諸事情によりどうしても本人宛てでの発行が難しい場合は、予約詳細画面などで支援決定者本人が渡航したことが証明できれば、支援決定者以外（保護者など）が宛名でも構いません。

ホテルで領収書がとれない場合、どのようにすればよいのでしょうか。

→ネット予約などでホテルの領収書の発行が困難な場合は、宿泊証明書の発行を行ってください。（証明書の宛名は支援決定者本人あて。）なお、ホテル側が宿泊証明書を作成し、持参するようお願いしている場合がございますので、証明書の発行が可能か、宿泊するホテルに直接お問い合わせください。

1 乗車（乗り継ぎ除く）1,000 円以上のバスや特急列車等の請求の際に、どのような証明書類を提出すればよいですか。

→日付、区間、その区間の金額が記入されている乗車券等を提出してください。領収書又は乗車券等が提出できない場合には、1 日 1,000 円の雑費のみの支給となります。